一宮町登録文化財登録制度要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、一宮町文化財の保護に関する条例（昭和43年一宮町条例第６号）第12条の２から第12条の８の規定で定められている一宮町登録文化財（以下「町登録文化財」という。）について、その運用上必要な事項を定めるものである。

（登録文化財の対象）

第２条　町登録文化財の登録の対象となる文化財は、一宮町文化財指定基準(令和２年４月15日決定)に準ずる。ただし、成立してから、おおむね70年が経過した文化財を対象とする（著作権法（昭和45年法律第48号）第51条から第58条に定める著作権の保護期間に基づく）。

（登録文化財候補の選出）

第３条　町登録文化財の候補については、当該候補の所有者等の推薦（以下「推薦者」という。）によって選出する。

２　推薦者は、一宮町登録文化財推薦書（別記第１号様式）に対象文化財の概要が分かる写真その他必要な資料を添えて一宮町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）に提出しなければならない。

３　推薦者は、同意書（別記第２号様式）により、所有者等の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときはこの限りでない。

（登録文化財の決定）

第４条　登録文化財の決定は、町教育委員会が行う。

２　町教育委員会は登録文化財の決定に当たり、一宮町文化財審議委員会の意見を聴くものとする。

附　則

この告示は、令和５年７月１日から施行する。